

## 底土船客待合所八丈町交流施設設置条例

### ( 目的及び設置 )

第 1 条 本町における町民の相互交流及び町民と都市住民の交流を促進し、地域の活性化とコミュニティの健全な育成を図るため、底土船客待合所八丈町交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

### ( 名称及び位置 )

第 2 条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 底土船客待合所八丈町交流施設
- (2) 位置 東京都八丈島八丈町三根 4 1 8 4 番地 1

### ( 施設 )

第 3 条 交流施設に、次の施設を置く。

- (1) 交流フロア
- (2) 厨房施設

### ( 事業 )

第 4 条 交流施設で実施する事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 国内外、地域間及び世代間交流に関する事業
- (2) 研修及び集会の場を提供する事業
- (3) 地場産品・特産品等の販売及び飲食物の販売に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条による目的を達成するために必要な事業

### ( 使用の承認等 )

第 5 条 交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、使用の承認をするにあたり、必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 1 項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的として使用するとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他町長が不適切と認めるとき。

### ( 使用の承認の取消し等 )

第 6 条 町長は、前条第 1 項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の使用の承認を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。
  - (2) 許可なく物品の販売又は飲食物等の販売を行う行為をしたとき。
  - (3) 許可なく募金又は寄附を募る行為をしたとき。
  - (4) 許可なく広告宣伝物等を掲示、配布又は設置する行為をしたとき。
  - (5) その他交流施設の管理運営上に支障があると認められる行為
- 2 前項の規定により、使用者に損害を生ずることがあっても、町は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。ただし、物品の販売、入場料を徴収する行事等、営利を目的として使用する場合は、別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた目的以外に交流施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設の変更等の禁止)

第11条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第5条の規定による使用の承認の取り消しを命ぜられたときは、直ちに交流施設を原状に復し、清掃のうえ返還しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、町長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 交流施設を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、町長の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、八丈町規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

施設区分	単位	金額
底土船客待合所八丈町交流施設	1時間	1,000円

## 底土船客待合所八丈町交流施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、底土船客待合所八丈町交流施設設置条例(平成27年八丈町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 底土船客待合所八丈町交流施設(以下「交流施設」という。)の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日等)

第3条 町長が交流施設の管理運営上必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

(使用者の範囲)

第4条 交流施設を使用できる者は、町内を活動拠点とする団体とする。ただし、町長が適当と認めるときは、この限りでない。

(使用承認の申請)

第5条 交流施設の使用承認を受けようとする者は、使用日の7日前までに、底土船客待合所八丈町交流施設使用承認申請書(第1号様式。以下「承認申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用日の属する月の3月前から受け付けるものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第6条 町長は、前条の申請を受理し、適当と認めるときは、底土船客待合所八丈町交流施設使用承認証(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

2 町長は、交流施設の運営上必要と認めるときは、前項の承認に際し条件を付することができる。

(使用料の減額又は免除)

第7条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、承認申請書と併せて、底土船客待合所八丈町交流施設使用料減免申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、使用料の減免を決定したときは、底土船客待合所八丈町交流施設使用料減免決定通知書(第4号様式)を使用者に交付する。

(使用者の責務)

第8条 交流施設の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

ない。

- (1) 使用期間中は、管理責任者を置くこと。
- (2) 交流施設内は、禁煙とすること。
- (3) 火気を使用する際は、厨房施設内の付帯設備を利用すること。
- (4) 交流施設内は、常に清潔に保つこと。
- (5) 交流施設の使用を終えたときは、その使用場所を清掃のうえ原状に復すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交流施設の管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用結果の報告)

第9条 交流施設の利用者は使用期間終了後、遅滞なく底土船客待合所八丈町交流施設使用結果報告書(第5号様式)により、町長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

底土船客待合所八丈町交流施設使用承認申請書

八丈町長 殿

申請者 住 所  
団体名  
氏 名  
電 話

印

底土船客待合所八丈町交流施設の使用にあたり、次のとおり使用承認申請します。

使用目的 (行事名等)	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
管理責任者	住 所 氏 名 電 話
使用方法	
使用人数	
販売の有無	有・無
	販売品目
添付書類 (任意様式)	1. 団体規則又は団体規約 2. 年間事業計画書 3. 年間収支予算書 4. 団体名簿

添付書類 年度内に交流施設の使用実績がある場合で、内容等に変更がないときは、省略することができる。

この申請書の内容は、本事業の目的のため使用します。

第2号様式(第6条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

底土船客待合所八丈町交流施設使用承認証

殿

八丈町長

印

年 月 日付で申請のあった底土船客待合所八丈町交流施設の使用について、次のとおり使用を承認します。ただし、次の条件を遵守すること。

使用目的 (行事名等)	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
承認条件	(1) 使用期間中は、管理責任者を置くこと。 (2) 交流施設内は、禁煙とすること。 (3) 火気を使用する際は、厨房施設内の付帯設備を利用すること。 (4) 申請書に記載したもの以外の物品や、飲食物を販売しないこと。 (5) 交流施設内は常に清潔に保つとともに、付帯設備及び備品の取り扱いは丁寧に行うこと。 (6) 交流施設の使用を終えたときは、その使用場所を必ず清掃し、ごみはすべて持ち帰り、原状に復すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、交流施設の管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。 (8) 使用後は、使用結果報告書を遅滞なく提出すること。  その他

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

底土船客待合所八丈町交流施設使用料減免申請書

八丈町長 殿

申請者 住 所  
団体名  
氏 名  
電 話

印

次のとおり、底土船客待合所八丈町交流施設の使用料の減免を申請します。

使用目的 (行事名等)	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減免申請理由	

承認申請書(第1号様式)と同時に提出してください。

この申請書の内容は、本事業の目的のため使用します。



第4号様式(第7条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

底土船客待合所八丈町交流施設使用料減免決定通知書

殿

八丈町長

印

年 月 日付で申請のあった底土船客待合所八丈町交流施設の使用料の減免を次のとおり承認します。

使用目的 (行事名等)			
使用日時	年 月 日	時 分	分から 年 月 日 時 分まで
減免承認理由			
使用料等	使用料(1)	減免額(2)	納付額(1) - (2)

年 月 日

底土船客待合所八丈町交流施設使用結果報告書

八丈町長 殿

申請者 住 所  
団体名  
氏 名  
電 話

印

底土船客待合所八丈町交流施設の使用が終了したので、次のとおり使用結果を報告します。

使用目的 (行事名等)			
使用内容			
使用日	時 間	使用人数	備 考
年 月 日	時 分から 時 分まで	人	
年 月 日	時 分から 時 分まで	人	
年 月 日	時 分から 時 分まで	人	
年 月 日	時 分から 時 分まで	人	
年 月 日	時 分から 時 分まで	人	
計		人	

使用終了後、遅滞なく提出してください。

この報告書の内容は、本事業の目的のため使用します。